

実習型雇用実施計画書の記入上の注意について

I 実習型雇用実施計画書（その1）について

1 ①欄・②欄は次により記入してください。

(1) 実習型雇用を実施する事業所が、支社・営業所等事業主と異なる場合には、①欄には事業主について記入し、②欄には実習型雇用を実施する事業所について記入してください。

(2) ②欄の「雇用保険適用事業所番号」には実習型雇用を実施する事業所の番号を記入してください。企業の他の事業所（本社等）で一括して雇用保険に加入している場合には当該加入している事業所の番号を記入してください。

2 ③欄には対象労働者の氏名・生年月日及び実習型雇用開始時点の満年齢を記入してください。

3 ④欄には実習型雇用の開始日及び終了予定日を記入してください。

4 ⑤欄には紹介状裏面の求人番号を記入してください。

5 ⑥欄には、実習型雇用を終了した後、常用雇用に移行するための条件を具体的に記入してください。条件については、「やる気があること」等のように事業主の主観的な判断によるのではなく、「業務についての当該事業所において基礎的とされる知識を身につけること」、「業務を円滑に遂行できると認められること」等具体的な判断基準を記入してください。

また、様式第2-2号に記入する「実習期間終了時の技能習得等の目標」の内容に留意して記入してください。

6 ⑦欄には実習型雇用期間中の労働条件を記入してください。

7 ⑧欄には、本計画について(財)産業雇用安定センター及びハローワークから問い合わせをする場合の連絡先となる担当者の方について記入してください。

II 実習型雇用実施計画書（その2）について

1 「実習（OJT）の実施内容」については、当該事業所において、その業務を遂行するために実習をとおして学ぶ具体的な仕事の内容を記入してください。

例1 機械組立工で6カ月実習期間の場合：

「図面に基づき必要な工具の整備、部品調達：延べ10日」「組立手順の説明を受ける：延べ10日」「ユニット組立をする：延べ20日」「ユニット間の結合や付属品を取付ける：延べ20日」「機械を結合する配線や配管をする：延べ30日」「組立てた機械が検査仕様どおり正しく動作するかの確認：延べ20日」「機械修理・保守点検：延べ30日」等）、

例2 ホームヘルパー（実務未経験者）で6カ月実習期間の場合：

「家庭用品の買物などの家事代行：延べ5日」「洗濯、掃除、買い物・調理等家事援助：延べ15日」「ベッドからの寝起き、着替え、車椅子の乗り降り、トイレへの出入りなど移動の介助、排せつ介助、入浴介助、食事介助：延べ60日」「医師や看護師の処方箋に従った服薬の介助：延べ20日」「家族や他事業者との連絡、他の担当者への引継ぎ事項の記録：延べ20日」

2 「実習担当者（メンター）」については、必要な知識、技能及び経験を有し、その業務に精通しており実習を行うのに十分な経験、資格等があり、実習型雇用の対象者を適切に指導及び評価を行える方を選任してください。例えば、職務経験年数は10年以上の方などを選任してください。

3 「座学等（OFF-JT）の実施内容」については、その業務を遂行するために必要な基礎的知識や技能・資格取得のために参加する研修、講座、講習等の実施日時、機関（外部機関で実施する場合）、場所を記入してください。（事業所へ外部講師を招聘した研修や、外部で実施される研修や講座等）

4 「実習期間終了時の技能習得等の目標」については、実習（OJT）及び座学等（OFF-JT）を通じて、実習型雇用の対象者が業務に必要なとみなされる到達すべき水準（資格取得、営業目標の達成度、技能到達度等）を具体的に記入してください。

例 「実習期間中に〇〇資格を取得する」「売上目標の80%に到達する」「〇〇を1日〇〇個製造する」「業務についての当該事業所において基礎的とされる知識を身につけること」「業務を円滑に遂行できると認められること」等

5 「技能習得状況の評価方法等」については、「上司との定期的な面談による目標到達度の確認」、「社内の人事評価制度にもとづき評価を行う」、「ジョブカード評価シートによる」等、実習型雇用の対象者への評価をどのように行うのか記入してください。